『PCA 消費税シリーズ』

Ver.1.0 Rev.6.11プログラムでの主な機能強化・仕様変更点

SCY240626

主な機能強化・仕様変更点は以下の通りです。

操作等の詳細については、オンラインヘルプ、またはPDFマニュアルをご覧ください。

- ◆適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除 税額の調整規定対応
- ◇「消費税計算」-「取戻し対象特定収入(一般課税用)」-「取戻し対象の判定」「控除対象外仕入れに係る調整対象額Ⅰ
 - ・新規処理を追加しました。
- ◇「管理帳票」-「計算表」
 - 計算表5-2に対応しました。
- ◇「提出書類」-「消費税申告書・付表」「提出書類の出力」
 - ・令和5年度様式で仕入控除税額の調整規定の計算に対応しました。
- ◆「ファイル」 「データの保守」
 - 「取戻し対象特定収入の初期化」機能を追加しました。

<適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定について>

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ(以下「控除対象外仕入れ」といいます。)がある場合、以下の2つの条件を満たすことで納税額を減らすことができる可能性があります。

条件1:控除対象外仕入れに充てられた特定収入について、国等に報告する文書などにより使途を明らかにして いる

条件2:[取戻し対象特定収入の判定]が5%を超えるものが存在する

PCA消費税では「取戻し対象特定収入(一般課税用)」処理で入力することにより、条件2の取戻し対象特定収入の判定を行い、自動で納税額を調整することができるようになりました。

調整規定の詳しい内容については税理士等の専門家にご相談頂くか、国税庁のパンフレット『適格請求書発行事業者以外からの仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除額の調整規定』をご参照ください。

◆各処理

- ◇「提出書類」−「税務代理権限証書」「税理士法第33条の2第1項」「税理士法第33条の2第2項」「提出書類の出力」「電子申告」
 - ・令和6年4月の用紙変更に対応しました。
- ◆連携アカウントによるシングルサインオン(SSO)対応
 - ・Microsoft Entra ID (旧Azure AD) を利用したログオン認証に対応しました。
- ◆自動アップデートの通知形式の追加
 - 「システムツール」 「管理者アップデートの通知形式」を追加し、新しくバッジ通知形式を選べるようにしました。